

御 利 用 に 当 た っ て

- 1 市町村民経済計算とは、国民経済計算及び県民経済計算の概念を市町村域に適用し、市町村での経済活動によって1年間に新たに生み出された価値（付加価値）を金額で評価したものです。ただし、本県における推計は、資料的制約により、市町村ごとに付加価値額を積み上げるのではなく、県全体の付加価値額（鳥取県県民経済計算の推計結果）を関係指標によって各市町村に按分する方法をとっています。また、小さな地域区分だと推計のブレが大きくなるため、推計結果の一部は、市町村別ではなく複数の市町村をまとめた圏域別に表章することとしています。以上の限界を踏まえ、本報告書に記載した鳥取県市町村民経済計算の推計結果は、地域経済の傾向と構造を大づかみに把握するためのものとして御利用ください。
- 2 国民経済計算及び県民経済計算では経済活動を生産・分配・支出の三面から捉えますが、本県における市町村民経済計算の推計では、資料的制約により、生産・分配の二面のみを捉えています。生産側は「属地主義」による市町村内総生産の推計、分配側は「属人主義」による市町村民所得の推計で、いずれも名目値のみが対象です。推計方法と用語の説明については、「推計の概要」を御参照ください。
- 3 市町村民経済計算は、毎年、過去に遡及して再計算が行われ、数値が改定されます。これは、基礎となる統計資料の数値改定、新たに公表された統計資料の反映、推計方法の見直しなどによるものです。したがって、既公表の過年度分の数値についても、最新の公表結果によってください。なお、今回の推計では平成13年度分までの数値を遡及改定し、とりネット（鳥取県公式サイト）統計課ホームページ内で公開しています。
U R L : <http://www.pref.tottori.lg.jp/34648.htm>
- 4 本報告書における推計結果の表章は、市町村内総生産（生産側）が圏域別・市町村別、市町村民所得（分配側）が圏域別です（一部、参考値として市郡別も表章）。なお、郡及び市町村の区分は平成25年度末時点のもので、圏域の区分は次のとおりです。
東部圏域（5市町）……………鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町、八頭町
中部圏域（5市町）……………倉吉市、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部圏域（9市町村）………米子市、境港市、西伯郡日吉津村、南部町、伯耆町、大山町、日野郡日南町、日野町、江府町
- 5 本報告書における数値は、単位未満を四捨五入しています。そのため、総数と内訳項目の和が一致していない場合があります。
- 6 本報告書における統計表中の記号は、次のとおりです。

- 「0」または「0.0」……………単位に満たないもの
「-」……………皆無または記入を要しないもの
「▲」……………負数のもの

- 7 本報告書における対前年度増加率は、次の式により計算しています。

$$\frac{x_t - x_{t-1}}{|x_{t-1}|} \times 100 \quad x_t : t \text{ 年度の計数} \quad x_{t-1} : t-1 \text{ 年度の計数} \quad |x_{t-1}| : x_{t-1} \text{ の絶対値}$$

これにより、マイナスからプラスに転じた場合及びマイナス幅が縮小した場合の対前年度増加率は、プラスで表示されます。

- 8 この報告書についてのお問合せは、下記をお願いします。

鳥取県 地域振興部 統計課 分析担当 電 話 : 0857-26-7104

F A X : 0857-23-5033

E-mail : toukei@pref.tottori.lg.jp